

令和8年1月21日作成

令和8年4月1日施行

工事完成図書の電子納品の試行に係る運用基準

本市における「電子納品」については試行であるため、提出物、構成等については、受発注者の協議により決定することとします。

また、本試行要領は、宮崎県県土整備部の同要領を準用しておりますので、詳細な箇所につきましては、そちらを参考してください。

○提出物

①電子で提出する書類

- 施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真

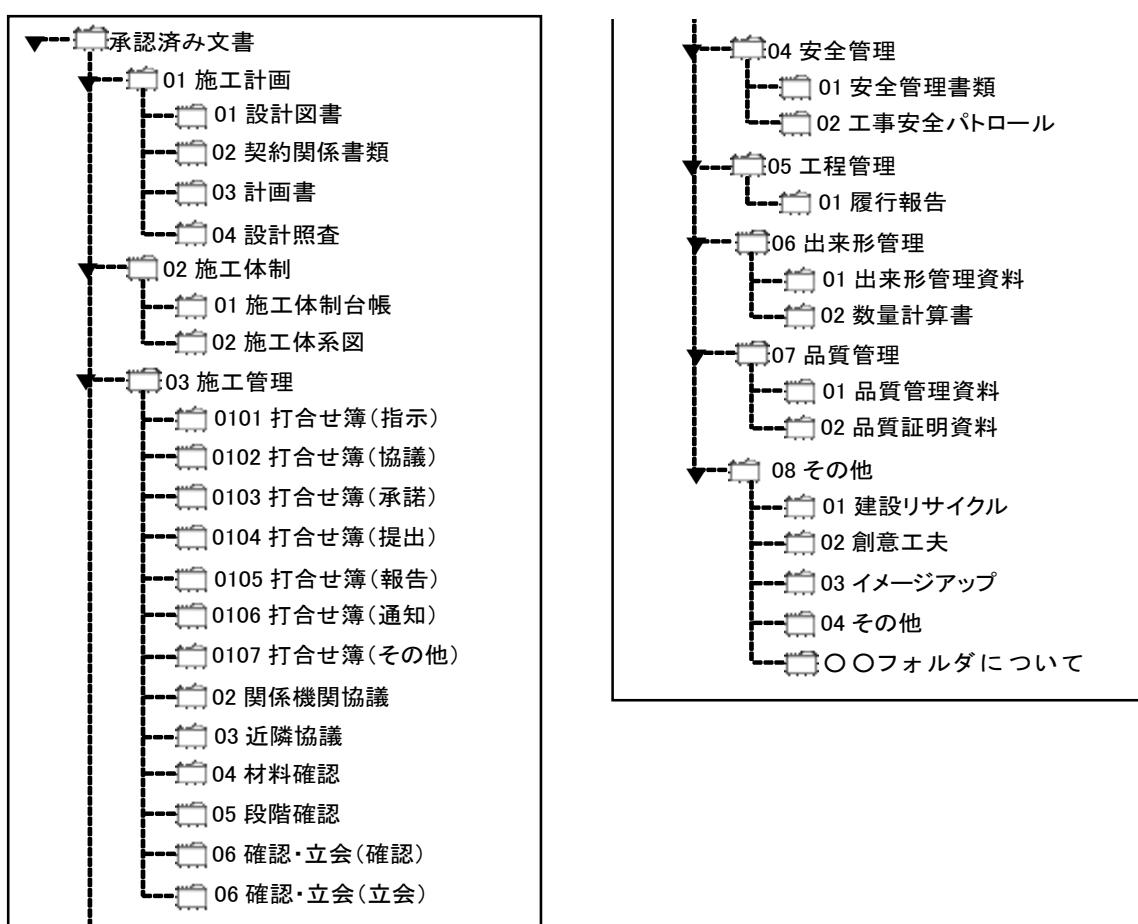
②紙で提出する書類

- 施工計画書、使用材料承認願、施工体制台帳

※①②は必須とし、それ以外は受発注者協議により決定しますが、基本的には紙での提出とします。

○構成

運用マニュアル J P E G形式 提出書類フォルダの構成は、以下を参考とします。



○その他

本市は、働き方改革の観点から施工管理システム等の導入、活用を推奨しています。

資材業者、土質調査業者等からの提出書類をスキャンする必要はありません。